

## わんぱくスクール参加者

野外活動を通じた仲間づくりをしましょう。

**期間** 6月11日(土)～平成24年2月18日(土)[全10回]

※原則土曜日。夏・冬休みは平日の活動もあります。

**対象** 小学4～6年生

**内容** 花壇作りや町なみ探検、職場体験、宿泊研修など

**定員** 30人(先着)

**年会費** 千円(材料費などの負担あり)

**受付開始** 5月10日(火) 9時

**申込方法** 電話または中央公民館窓口で受け付けます。

**申・問** 中央公民館 ☎42-4369

# お知らせ

## 22年度の納付はお済みですか

市税や税外納付金の納め忘れはありませんか。まだ済んでいないかたは早急に納付してください。

### 問 市税の納付

収納課収納係 ☎43-7036

### 税外納付金の納付・相談

納付書に記載されている担当部署

### 税外納付金の法的措置

特別滞納対策室 ☎43-7028

## 軽自動車税の納税証明書発行

軽自動車税を口座振替しているかたで、5月31日～6月初旬に納税証明書が必要なかたは、納入が確認出来る通帳と本人を確認出来る証明書などを証明発行窓口へお持ちください。

**問** 税務課諸税係 ☎43-7032

## 障害者の軽自動車税を減免します

### 対象

- ①4月1日現在、身体障害者、戦傷病者、療育、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたが所有し運転する軽自動車
- ②障害者が所有し、対象者と生計が同じかたや、対象者のみの世

帯を常時介護するかたが運転する軽自動車

※障害の程度により該当しない場合がありますので、お問い合わせください。

**申請** 納付書、対象となる手帳、運転免許証、印かんをお持ちください。

**締切** 5月24日(火)

**申・問** 税務課諸税係 ☎43-7032

## 税の休日相談窓口・休日納付

事情により納期内の納付が困難で、平日相談が出来ないかたは、休日相談窓口をご利用ください。

**とき** 5月29日(日) 9時～13時

### ところ 収納課

休日相談窓口のほかにも休日納付が出来ます。

### 市民サービスセンター

(いとく大館ショッピングセンター内)

**とき** 月～金曜日 10時30分～19時

土曜日 10時30分～17時

※日曜日・祝日は休業

### 北都銀行大館プラザ支店

(イオンスーパーセンター大館店内)

**とき** 年中無休 9時～18時

※納付書をお持ちください。

**問** 収納課収納係 ☎43-7036

## 5月は固定資産税1期と軽自動車税の納期です

納付書を5月上旬に発送しますので、期限までに納付してください。口座振替をご利用のかたは、前日までに残高の確認をお願いします。※口座振替で軽自動車税を納付されたかたには、6月上旬に納税証明書(継続検査用)を発送します。

**納期限・口座振替日** 5月31日(火)

### 問 口座振替

収納課総務係 ☎43-7035

### 市税の納付

収納課収納係 ☎43-7036

### 固定資産税

税務課固定資産税係 ☎43-7034

### 軽自動車税

税務課諸税係 ☎43-7032

## 出前講座をご利用ください

身近な問題や市政情報など、聞いてみたいテーマに、市職員が出向いてお話しします。

**期間** 5月23日～平成24年3月31日

**対象** 原則10人以上のグループ

**時間** 1講座2時間以内(10時～20時)

**テーマ** もしものための普通救命講座／家庭ごみの分別についてなど

**会場** 公民館や町内会館など。会場の手配、準備は申込者側でお願いします。

**申込方法** 実施希望日の3週間前までに生涯学習課または最寄りの公民館にお申し込みください(ファクス・Eメールも可)。

**受付開始** 5月2日(月)

※市ホームページでメニューや申込書がダウンロード出来るほか、市民課、比内田代両総合支所市民生活課、市民サービスセンター、各公民館にもあります。

**申・問** 生涯学習課生涯学習係

☎43-7113 FAX 43-3536

✉ gakyusu@city.odate.lg.jp

## 農地の立ち入り調査にご協力をお願いします

農業公社では、昨年に引き続き遊休農地等の現況調査を実施します。調査のため個人の農地へ立ち入り、現況・周辺環境などの調査や写真撮影を行いますので、ご協力をお願いします。

### 調査予定地区

大館、上川沿、下川沿、二井田、真中地区

**調査期間** 12月末まで

**問** 大館市農業公社 ☎43-7135

## 私道整備費を補助します

砂利道の舗装や側溝整備などの生活環境の向上のため、私道の整備に必要な工事費の一部を補助します。

**対象** 幅員2.7m以上、延長10m以上で、3戸以上が利用する私道

**内容** 工事費の50%(上限なし)

**申・問** 土木課管理係 ☎43-7078